

豊中市規則第70号

豊中市土地利用の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

豊中市土地利用の調整に関する条例施行規則（平成16年豊中市規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(建築行為等の届出等)</p> <p>第20条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 条例第32条第2項の規定による助言又は指導は、次に掲げる事項のうち市長が必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p><u>(6)～(21)</u> (省 略)</p> <p>4 条例第32条第3項の市規則で定める日は、第1号に掲げる建築行為等にあつては60日前、第2号から第5号までに掲げる建築行為等にあつては50日前、第6号から<u>第10号</u>までに掲げる建築行為等にあつては30日前、その他の建築行為等にあつては10日前とする。ただし、これら各号に規定する届出、通知、許可等に係る手続を既に行っている建築行為等については、10日前とする。</p> <p>(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条において準用する同法第92条の規定による届出<u>又は</u>第94条の規定による通知を要する建築行為等</p> <p>(2)～(6) (省 略)</p>	<p>(建築行為等の届出等)</p> <p>第20条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 条例第32条第2項の規定による助言又は指導は、次に掲げる事項のうち市長が必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p><u>(6) 立地適正化計画に関すること。</u></p> <p><u>(7)～(22)</u> (省 略)</p> <p>4 条例第32条第3項の市規則で定める日は、第1号に掲げる建築行為等にあつては60日前、第2号から第5号までに掲げる建築行為等にあつては50日前、第6号から<u>第11号</u>までに掲げる建築行為等にあつては30日前、その他の建築行為等にあつては10日前とする。ただし、これら各号に規定する届出、通知、許可等に係る手続を既に行っている建築行為等については、10日前とする。</p> <p>(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条において準用する同法第92条の規定による届出<u>又は同法</u>第94条の規定による通知を要する建築行為等</p> <p>(2)～(6) (省 略)</p> <p><u>(7) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項若し</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(7) 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定による許可，同条第3項後段の規定による協議<u>又は</u>第3条後段の規定による通知を要する建築行為等</p> <p><u>(8)～(10)</u> (省 略)</p>	<p><u>くは第2項又は同法第108条第1項若しくは第2項の規定による届出を要する建築行為等</u></p> <p>(8) 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定による許可，同条第3項後段の規定による協議<u>又は同条例</u>第3条後段の規定による通知を要する建築行為等</p> <p><u>(9)～(11)</u> (省 略)</p>

附 則

この規則は，平成31年1月1日から施行する。